

高校生等臨時支援金

※令和7年度限りの事業です。令和8年度以降については、別途検討中です。



高校生等臨時支援金について

令和7年の通常国会での審議の結果、高校生の返還不要の授業料支援の対象者の範囲が広がりました。高等学校等就学支援金に申請した結果、**年収約910万円以上世帯と判定された場合**に、高校生等臨時支援金が新たに支給されます。**(令和7年度限り※1・新規)**

支援額

国公立共通のいわゆる基準額である
年額 11万8,800円※2

- ※1 令和8年度からの所得制限の撤廃や私立高校等の加算額の引き上げも含めたいわゆる「高校授業料の無償化」を別途検討中です。
- ※2 11万8,800円は上限額。学校種により異なる場合があります。



お申し込みについて

新入生の皆さん
在校生の皆さん

高等学校等就学支援金の判定結果を用いて、受給資格の判定を行います。

7月頃までに 学校から案内があります。必ず確認してください。

- ※ 原則として、高等学校等就学支援金のための**オンライン申請の仕組みを活用**します。
- ※ **これまで、高等学校等就学支援金に申請していない方、受給資格の認定がされていない方（年収約910万円以上世帯の方）は、原則として、高等学校等就学支援金に再度申請していただく必要**があります。



高等学校等就学支援金、高校生等臨時支援金のいずれについても、**都道府県ごとに申請方法が異なります**ので、学校からの案内に従って申請してください。

※ 学校により、就学支援金・臨時支援金の支給決定までの間、授業料を徴収し、就学支援金・臨時支援金相当額を後日還付する場合があります。なお、経済的に困難な家庭に対しては、授業料徴収の猶予措置等を利用できる場合もあります。詳細は学校へお問い合わせください。



対象となる高校生

日本国内に住所を有する方が対象です



※ そのほか、在学期間等の要件がありますので、詳細は学校へお問い合わせください。

対象となる学校種は次のとおりです

- ・高等学校
- ・中等教育学校（後期課程）
- ・特別支援学校（高等部）
- ・高等専門学校（1～3年）
- ・専修学校高等課程
- ・専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程（中学校卒業者を入所資格とするもの）を置くもの
- ・各種学校のうち告示指定を受けた外国人学校
- ・海上技術学校

高等学校等就学支援金、高校生等臨時支援金共通事項

お問い合わせ
について



学校または都道府県へお問い合わせください。

公立

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1292209.htm



私立

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1292214.htm

